



グローバル3資産ファンド

愛称:ワンプレートランチ

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2026年4月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

18兆76億円(2026年4月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産 投信)資産配分固定型))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月18日に関東財務局長に提出しており、2026年6月19日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

マザーファンドを組み入れることにより、実質的に世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

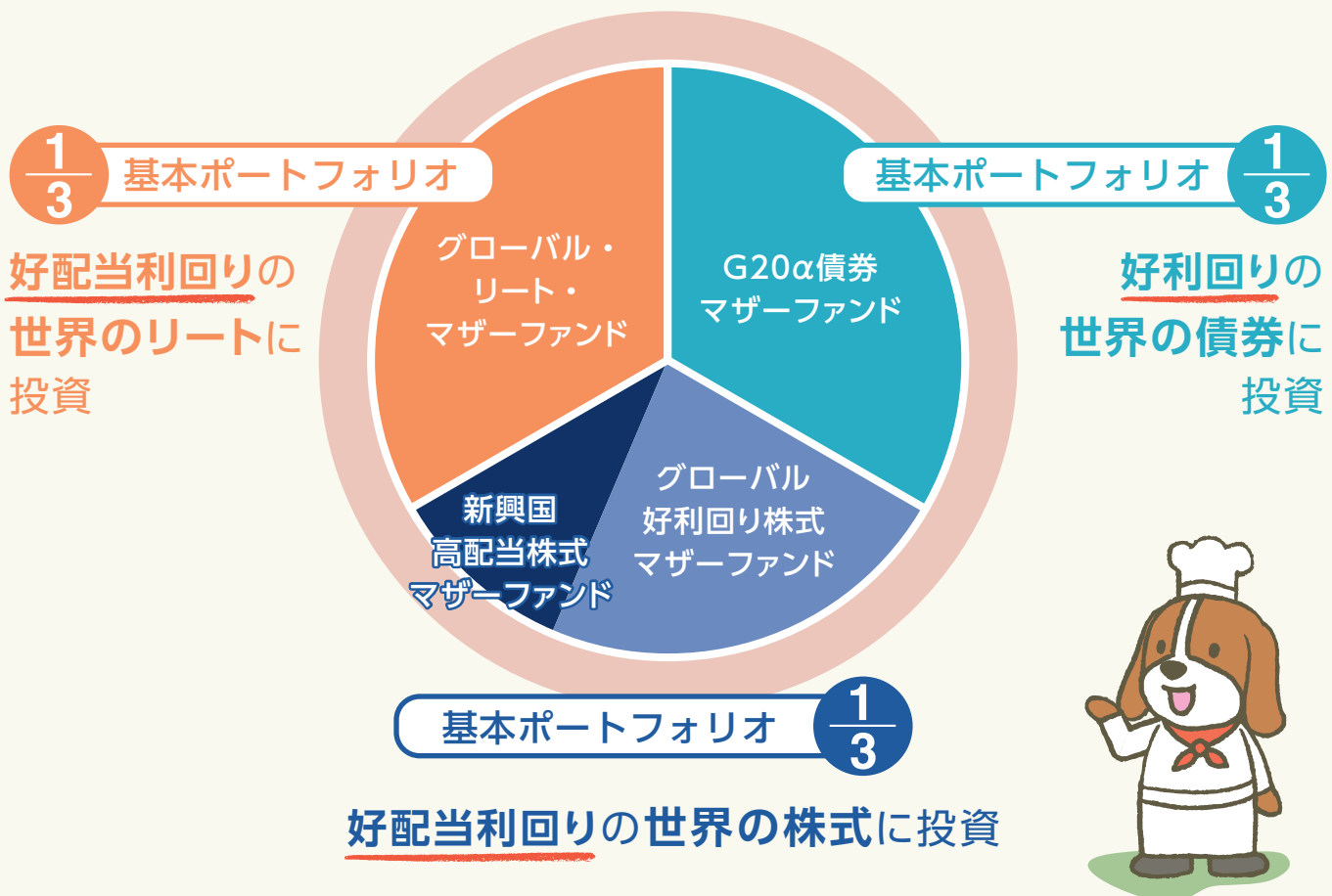
ファンドの特色

1 世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。

- 各資産は、好利回りに着目して運用します。
- 実際の運用は、マザーファンドへの投資を通じて行います。

2 債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。

▶ 3資産に分散投資を行いながらファンドの安定的な成長を目指します。



※新興国株式への投資は、世界の株式部分の1/3程度を基本とします。(2026年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。)

3

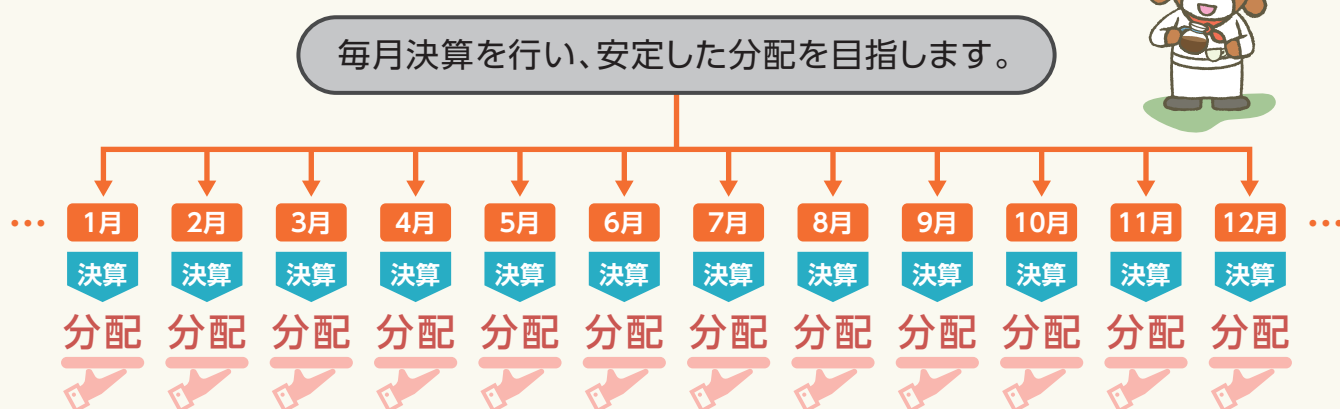
外貨建資産については、
原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、
分配方針に基づき分配を行います。

- 原則として安定した分配を目指します。
- 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※ 上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*1 スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドから、投資助言を受けます。同社は、委託会社の子会社(100%出資)であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

*2 BNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパに運用指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの投資方針等



G20α債券マザーファンド

- G20α債券マザーファンドの運用は、運用部 グローバル債券グループが行います。
- 主として、日本を含む世界のソブリン債券*に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - G20構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。
 - 投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。
- ※ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。
- 投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。
- 保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。ただし、市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。
- 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。

※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。



グローバル好利回り株式マザーファンド

- グローバル好利回り株式マザーファンドの運用は、運用部 グローバル株式グループ(日本株部分は、市場型グループ)が行います。
- 世界の主要国の上場株式を投資対象とします。
- 主要国の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



新興国高配当株式マザーファンド

- 新興国高配当株式マザーファンドの運用は、運用部 グローバル株式グループが行います。
- 主として、新興国の高配当株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性に加え、配当余力や配当政策などを勘案し、投資を行います。なお、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドが助言を行います。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。



グローバル・リート・マザーファンド

- グローバル・リート・マザーファンドの運用は、運用部 リートグループが行います。
- 主として、日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
 - BNPパリバ・アセットマネジメント・グループのBNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパにリートの運用指図に関する権限を委託します。また、同社に対して、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび三井住友DSアセットマネジメント株式会社が助言を行います。
 - なお、将来、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。
- 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。



賃貸事業収入比率とは

$$\text{賃貸事業収入比率} = \frac{\text{賃貸事業収入}}{\text{営業収益 (実績ベース)}}$$

- 賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合のことで、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループが分析した数値によって計算されたものを使用します。

- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記の運用担当部署は2026年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

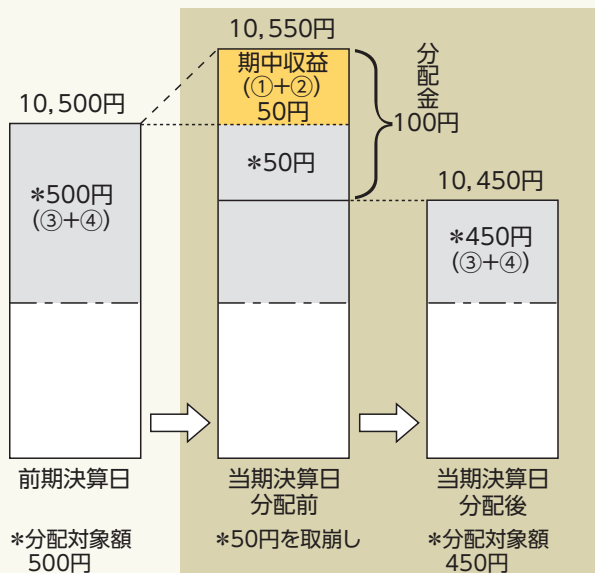


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

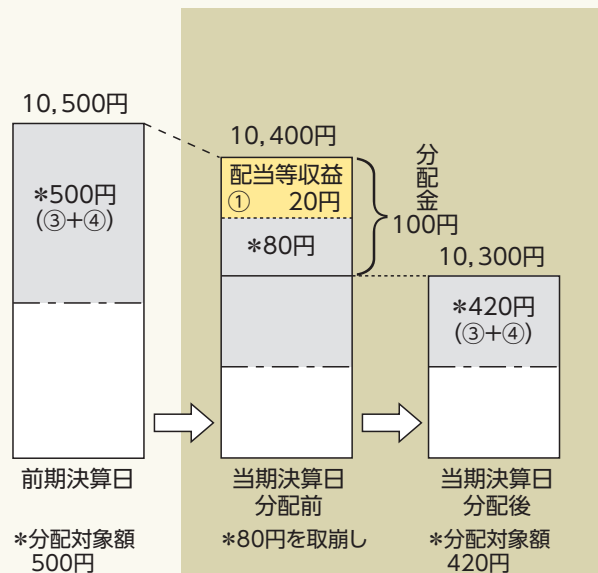
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

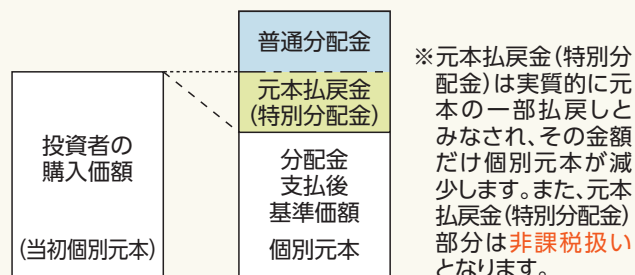


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

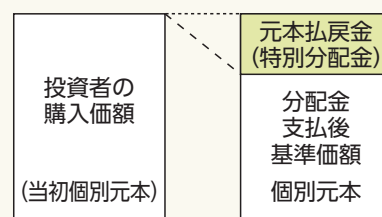
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



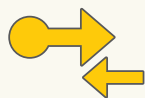
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

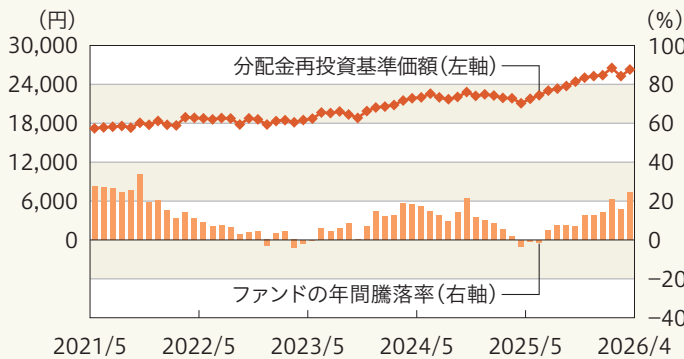
(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年5月～2026年4月

分配金再投資基準価額：
2021年5月～2026年4月

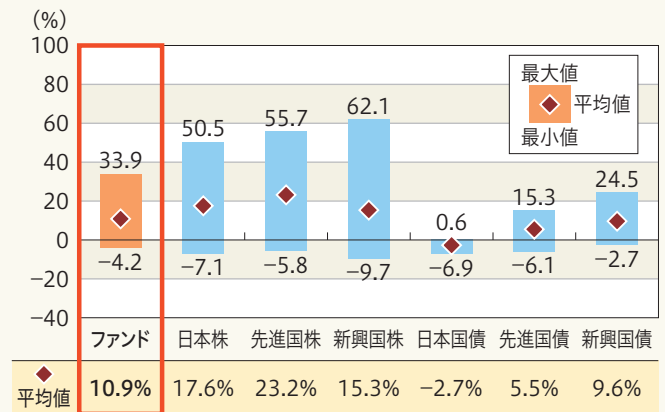


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年5月～2026年4月

他の資産クラス：
2021年5月～2026年4月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(TOPIX(東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

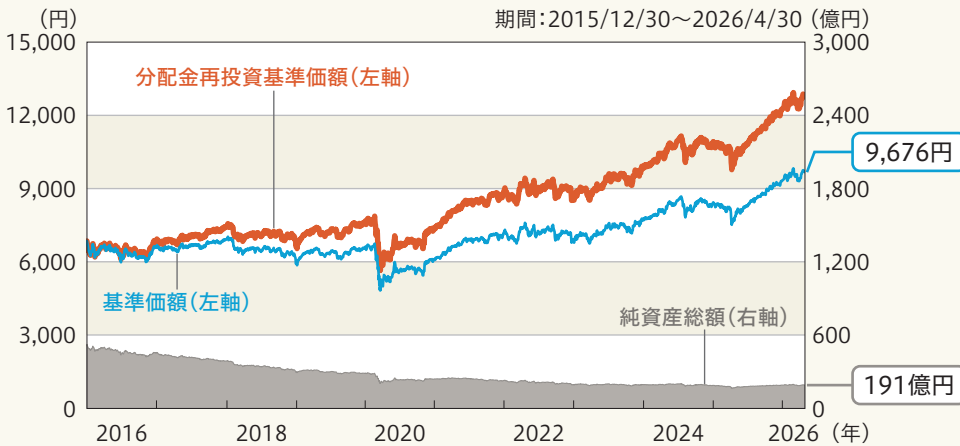
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2026年4月	10円
2026年3月	10円
2026年2月	10円
2026年1月	10円
2025年12月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	7,410円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■グローバル3資産ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.67
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	G20α債券マザーファンド	33.10
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	32.37
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	21.63
日本	親投資信託受益証券	新興国高配当株式マザーファンド	11.23

G20α債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	37.96
	中国	9.44
	イタリア	7.88
	スペイン	7.74
	フランス	7.42
	イギリス	5.39
	その他	15.71
特殊債券	国際機関	3.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2028/12/15	7.74
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.750	2031/01/31	4.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.750	2027/04/30	4.19
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2.200	2027/03/11	3.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2030/01/31	3.08
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.000	2028/01/31	2.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.750	2032/10/31	2.48
イギリス	国債証券	UK GILT	4.125	2033/03/07	2.38
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.500	2030/04/30	2.24
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.000	2033/05/25	2.22

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

運用実績

基準日:2026年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。



グローバル好利回り株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	36.55
	フランス	12.91
	スペイン	11.17
	日本	8.74
	オーストラリア	6.18
	イギリス	3.88
	ドイツ	3.69
	その他	14.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.62
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	3.78
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3.44
スペイン	株式	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	一般消費財・サービス流通・小売り	3.22
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3.19
アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	金融サービス	3.09
フランス	株式	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	エネルギー	3.06
アメリカ	株式	DARDEN RESTAURANTS INC	消費者サービス	3.05
アメリカ	株式	MSCI INC	金融サービス	3.02
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2.95
アメリカ	株式	WATSCO INC	資本財	2.83



新興国高配当株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	台湾	27.48
	韓国	11.17
	中国	10.89
	ケイマン諸島	10.53
	香港	4.58
	インド	4.57
	その他	24.27
投資証券	メキシコ	0.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.72
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体製造装置	5.22
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.12
台湾	株式	ACTER GROUP CORP LTD	資本財	3.27
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.20
香港	株式	GUANGDONG INVESTMENT LTD	公益事業	3.15
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	2.75
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	2.44
インド	株式	GAIL INDIA LTD	公益事業	2.37
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2.32
ケイマン諸島	株式	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・アパレル	2.31

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

運用実績

基準日:2026年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

グローバル・リート・マザーファンド

資産別構成

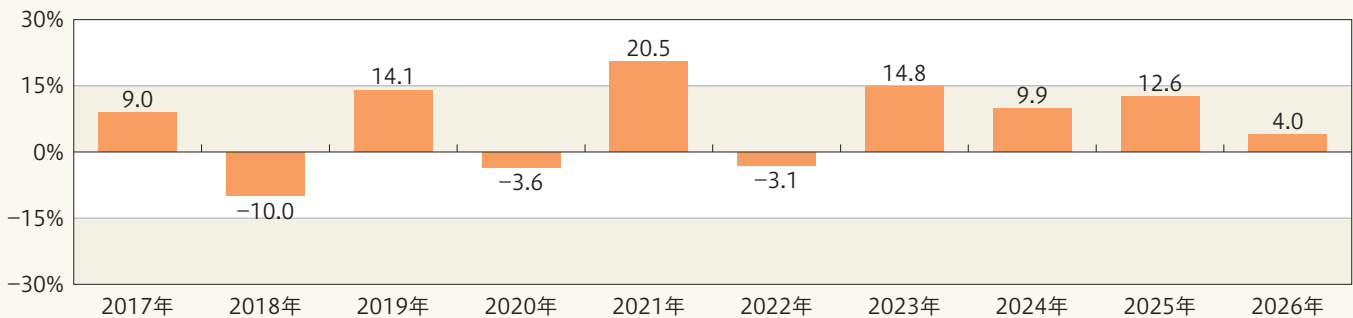
資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	39.00
	日本	17.92
	オーストラリア	10.52
	シンガポール	8.15
	カナダ	5.02
	イギリス	4.88
	フランス	4.87
	その他	6.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.38
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	6.50
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	6.32
カナダ	投資証券	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	5.02
日本	投資証券	GLP投資法人	3.68
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	3.54
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	3.22
フランス	投資証券	KLEPIERRE	3.10
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3.03
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	3.02
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	2.97

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年6月19日から2026年12月21日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	無期限(2005年9月30日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 規 準 則	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ワンプレ」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.25% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年1.54% (税抜き1.4%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
------------------	--

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分に対して	年0.700%	年0.650%	年0.05%
50億円以上100億円未満の部分に対して	年0.675%	年0.675%	年0.05%
100億円以上300億円未満の部分に対して	年0.650%	年0.700%	年0.05%
300億円以上500億円未満の部分に対して	年0.625%	年0.725%	年0.05%
500億円以上の部分に対して	年0.600%	年0.750%	年0.05%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の報酬には、グローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(上限年0.5%)が含まれております。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他の費用・手数料	ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。 また、以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
------------	--

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2026年4月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年9月23日～2026年3月23日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.63%	1.54%	0.09%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント